

## (7) 警察當局の取締緒態度

前述したるが如きく本縣下に於ける農民團体の示威運動參加は今回之北豊前農民組合を以て嚆矢とするものにして從つて嚴重なる取締が行はれたのである。

即ち農民團体の單獨デモ許容は將來筑後地方の如き縣下農民の集團地域に多數組合員を包擁する日本農民組合其他諸團体に對する先例ともなり、且つ比較的統制訓練に乏しき農民の集團なる爲地主襲撃其他如何なる不祥事を惹起するやも難計依て労働團体に對する取締標準に據るの外、

労働團体のデモに參加すること、組合の介在する繫争小作問題のなきこと、の條件を附して許可すると共に、豫め監督者以上の者を所轄警察署に招致して、嚴重警告を加へたのであつた。

かくて當局の取締と組合の自重とに依つて平穏に舉行され、

(8)

しかも示威運動として相當の成績を收めたのである。

## 七、其他農民團体のマーチー當日の行事

a 全國農民組合福佐聯合會（會議派）

メーデー記念演説會を兼ね、組合青年部創立大會を筑紫郡二日市町に開催せり、

參加者は各地方代表百三十餘名に達し相當氣勢を揚げ、更に次の如き傳單を配布貼付せしめた（雑形）

(20)